

「書かない窓口システム」 (申請書自動発行機) を導入しました

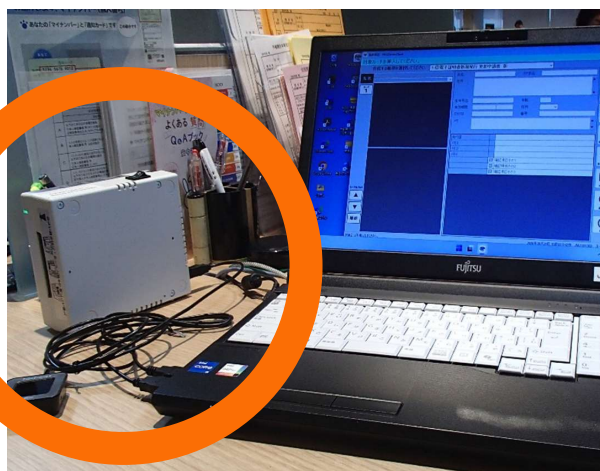
問い合わせ

企画政策部 政策・デジタル推進課 政策・デジタル推進係

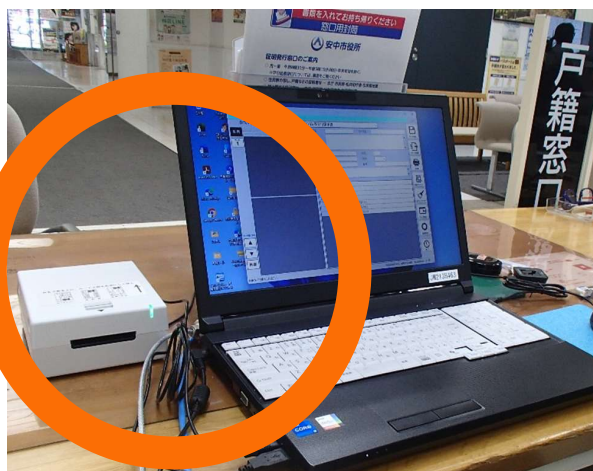
TEL027-382-1111(内線1035)

「書かない窓口システム」(申請書自動発行機)とは

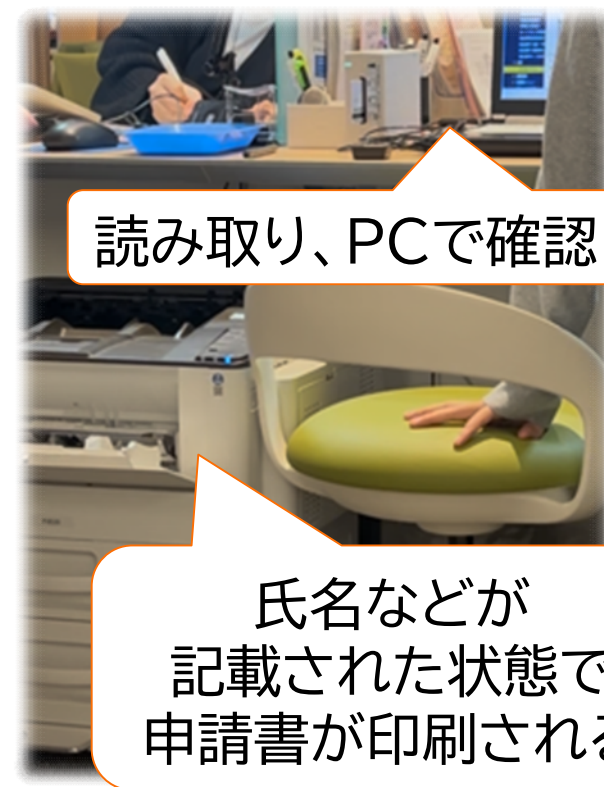
- ・ 本人確認書類を機械で読み取り、氏名や住所などを自動で申請書に印字します
- ・ 令和8年10月1日から 一部の窓口で本格運用



本庁舎
市民課 窓口



松井田庁舎
住民福祉課 市民係 窓口



「書かない窓口システム」(申請書自動発行機)とは

STEP1

本人確認書類を提示

職員が本人確認書類を
機械で読み取り、申請書を
作成します



STEP2

申請書の確認・記入

機械で印字されない箇所は
記入します



STEP3

申請手続き完了



窓口での「書く負担」が減ります！

利用案内

• 設置場所

(本庁舎)市民課、(松井田庁舎)住民福祉課市民係 窓口

• 対象手続き

マイナンバーカード/住民異動/住民票/戸籍/印鑑登録
に関する手続き

• 利用できる本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、
在留カード、特別永住者証明書